

## 特定空家等及び特定空住戸等評定表

登録番号	所在地	調査日	調査員

(表1)建築物の構造、建築物又はこれに附属する工作物の劣化、破損の程度等

評定区分	評定項目	評定内容		評点	調査点 (a)
1 建築物の構造一般の程度	(1) 基礎	イ	耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	10	
		□	耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
		ハ	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの		25	
	(3) 増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁(屋外側に増築が行われたものに限る。)又は屋根が適当な構造でないもの		30	
	(4) 基礎、柱、はり又は耐力壁	イ	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	
		□	変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
		ハ	変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
		二	変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
2 建築物又はこれに附属する工作物の劣化又は破損の程度	(5) 外壁	イ	外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	15	
		□	外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
	(6) 開口部	イ	開口部上部のまぐさに構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は漏水があるもの	10	
		□	開口部上部のまぐさにさび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
	(7) 屋根(ただし、小屋組が木造の場合にあっては、A-1の測定基準及び評点を適用するものとする。)	イ	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの、雨樋がない又はたれ下がっているもの	10	
		□	たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
		ハ	たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
	(8) 看板、給湯設備、屋外水槽等	イ	看板、給湯設備、屋外水槽等が破損しているもの	10	
		□	看板、給湯設備、屋外水槽等が破損し、転倒し、又は支持部分が腐食し、落下のおそれがあるもの	20	
	(9) 屋外階段又はバルコニー	イ	屋外階段、バルコニーが破損しているもの	15	
		□	屋外階段、バルコニーが破損し、又は支持部分が腐食し、落下のおそれがあるもの	25	
	(10) 門又は塀	イ	門又は塀が傾斜しているもの、若しくは腐朽し、又は破損しているもの等修理を要するもの	15	
		□	門又は塀の傾斜が著しく、倒壊の危険のあるもの	25	
3 建築物の防火上の構造の程度	(11) 外壁、開口部等	イ	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	
		□	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	

合計

点